図 2−20　一般用医薬品添付文書の例

e 一般用医薬品添付文書

一般用医薬品添付文書（図 2−20）には使用者（患者，一般消費者）に注意を喚起すべき内容が明確に表現されなければならない．このような背景から，1999 年に厚生省から一般用医薬品添付文書の記載要領の変更が通知された．使用上の注意については，禁忌に該当する内容である「してはいけないこと」と，慎重投与を含む副作用情報に関する内容である「相談すること」が重要性の順に列挙されることになり，注意点がよりわかりやすくなった．また，情報開示という時代の流れと表現の安易な書き換えを避ける傾向から，添付文書中には専門的な用語も使われている．したがって，一般用医薬品（OTC 薬）についても医療用医薬品の場合と同様，最新の添付文書を入手し整理しておかなければならない．

4 医薬品インタビューフォームの読み方

a 医薬品インタビューフォーム

医薬品インタビューフォーム（IF；interview form）は，当該医薬品の製薬企業が作成した資料で，「添付文書等の情報を補完し，薬剤師等の医療従事者にとって日常業務に必要な，医薬品の品質管理のための情報，処方設計のための情報，調剤のための情報，医薬品の適正使用のための情報，薬学的な患者ケアのための情報等が集約された総合的な個別の医薬品解説書として，日本病院薬剤師会が記載要領を策定し，薬剤師等のために当該医薬品の製薬企業に作成及び提供を依頼している学術資料」と位置付けられている．日本病院薬剤師会が 2008 年に新たな記載要領を策定し，2009 年 4 月以降に承認された新医薬品より新記載要領に基づいて作成，提供されている（表 2−19）．